

いる傾向にある。このことから、当協会では希望する医療機関に対して有料でこれらの検査を行う。

- ※ 実施時期 12月～3月
- ※ 実施医療機関数 6～7病院（予定）
- ※ 実施日数 6～7日間

(3) 所在場所基準器検査の斡旋事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

基準天びんおよび基準圧力計について、国が実施する基準器検査を基準器の所在場所
で受検することにより、会員の経費節減及び申請の手続きの利便を図る。

- ※ 実施時期 4月
- ※ 受検事業所数 10事業所 25台

(4) 計量証明用計量器検査補助事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

計量証明事業者において、計量証明に使用する計量器については2年毎に県知事の検
査が義務付けられているが、これらの受検者に対して検査補助を行う。

- ※ 検査事業所数 25事業所（予定）

(5) 計量証明用計量器代検査事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

計量証明事業者において、計量証明に使用する計量器については2年に1回の県知事
の検査が義務付けられているが、これらの検査を県知事に代わり、当協会の計量士部会
に所属する計量士により、効率的かつ経費の低減を図るため代検査として実施する。

- ※ 実施時期 10月
- ※ 検査事業所数 20事業所（予定）

(6) 質量計代検査事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

定期検査で大型計量器（トラックスケール等）及び計量器の数が多くて所在場所定期
検査を希望する事業所に対し、県知事又は特定市長に代わり当協会所属の計量士により
代検査として実施する。

- ※ 実施時期 4月～3月
- ※ 検査台数 2,200台（予定）

(7) 材料試験機検査事業

【その他事業会計：その他事業２・・・材料試験機検査事業】

県内の生コン製造事業者及び工作機械製造事業者等で使用している圧縮強度測定用
材料試験機の検査を希望者の依頼により、当協会所属の計量士により実施する。

- ※ 実施時期 4月～3月
- ※ 検査事業所数 7事業所（予定）
- ※ 検査台数 15台（予定）

(8) 検定申請書代行委託事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

県内における燃料油メーター（ガソリン計量器）の製造・修理事業者が当該計量器の検定に際し検定所へ受検のため「検定申請書」を提出するが、これらの一連の業務を当協会が代行する。

- ※ 実施時期 4月～3月
- ※ 申請取扱台数 1,200台（予定）

(9) 計量管理業務受託事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

会員事業所からの依頼により、計量士を派遣し、適正な計量管理業務を実施する。

- ※ 委託事業所数 9事業所
- ※ 派遣計量士 8名

3 計量改善普及事業

(1) 特定計量器販売事業者遵守事項講習会

【実施事業等会計：継続事業３・・・計量改善普及事業】

計量法が平成5年11月に施行になり、計量器の販売が登録制度から届出制度に改正され、更には10年4月に体温計・血圧計が届出制度の対象から除かれた。しかし、これらの計量器は計量法に規定する「特定計量器」である。これら販売に当たっての必要な知識についての講習会を開催する。

- ※ 実施時期 11月～12月
- ※ 実施会場 4会場（予定）

(2) 計量器コンサルタント研修会

【実施事業等会計：継続事業３・・・計量改善普及事業】

計量器販売の専門技術員を養成して、ユーザーに対する計量意識の指導及び適正計量確保に努める為に研修会を開催する。

- ※ 実施時期 3月
- ※ 実施会場 三条市
- ※ 受講者数 30名（予定）

(3) 計量技術講習会

【実施事業等会計：継続事業３・・・計量改善普及事業】

県内の適正計量管理事業所及び計量器の使用事業所並びに計量士等に対して、計量技術講習会を開催し、計量技術の向上及び計量管理の推進を図る。

- ※ テーマ 計量管理の推進及び生産性向上に関するもの
- ※ 開催時期 11月
- ※ 開催場所 新潟市他
- ※ 対象者数 100名

(4) 一般主任計量者等講習会

【実施事業等会計：継続事業３・・・計量改善普及事業】

計量証明事業所には、計量士又は主任計量者が配置されているが、これら主任者及び

これらの業務に従事する従業員に対して、計量法に基づく講習会及び質量計の検査方法その他について実施する。

- ※ 実施時期 2月
- ※ 実施場所 三条市
- ※ 受講者数 30名（予定）

4 情報収集提供事業

(1) 会報（新計会報第21号）の発行

【その他事業会計：その他事業1・・・共益事業】

会報を発行して、会員に対する情報の提供及び計量意識の高揚並びに関係機関にPRする。

- ※ 発行部数 600部
- ※ 配布先 全会員及び関係機関
- ※ 発行回数 年1回
- ※ 発行時期 12月（予定）

(2) 機関誌「計量管理」の発行

【その他事業会計：その他事業1・・・共益事業】

「計量管理」を発行して、計量管理部会員に対する情報の提供及び計量管理の推進を図る。

- ※ 発行部数 100部
- ※ 配布先 計量管理部会員及び関係機関
- ※ 発行回数 年2回（9月・3月）

(3) 計量ジャーナル及び計測管理と計量管理の配布

【その他事業会計：その他事業1・・・共益事業】

本部で作成された、計量ジャーナル及び計測管理と計量管理の冊子を配布し、計量士部会員に対する情報の提供及び技術の向上を図る。

- ※ 発行回数 計量ジャーナル 4回（4月・7月・10月・1月）
計測管理と計量管理 4回（5月・8月・11月・2月）

(4) 会員名簿の発行

【その他事業会計：その他事業1・・・共益事業】

計量管理部会の会員名簿は、2年ごとに作成しており30年度も作成する。

- ※ 発行部数 100部

(5) 計量に係る関係文献・資料等及び計量計測機器メーカーの資料その他収集

]

【その他事業会計：その他事業1・・・共益事業】

- ※ 計量関係法令集、参考図書、カタログ等斡旋及び情報等を提供する。
- ※ 対象者 会員及び関係事業所

(6) IT関係情報収集費用

【実施事業等会計：継続事業１・・・計量思想普及啓発・情報収集提供事業】

インターネットを通じて、会員及び関係機関等との情報交換並びに情報収集を図る。

※ インターネットプロバイダー料金

※ ホームページ維持管理費

5 計量関係者表彰事業

(1) 計量関係功労者、計量管理優良事業所及び優良従業員の表彰

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

※ (一社)新潟県計量協会事業として計量関係功労者、計量管理優良事業所及び優良従業員の表彰を実施する。

※ 計量関係功労者として、(一社)日本計量振興協会への表彰対象者を推薦する。

※ 被表彰者 (一社)新潟県計量協会 6名(予定)

(一社)日本計量振興協会 1名(予定)

6 関係機関・団体協調連携事業

(1) 会議出席関係

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

関係機関及び関係団体等の各種会議に積極的に出席し、業界の諸問題等について、連絡調整と情報の交換等を図るとともに関係資料の収集に努める。

※ 会議の内容について

- ◎ (一社)日本計量振興協会 総会
- ◎ 日本計量証明事業連合会 総会及び理事会
- ◎ 関東甲信越地区計量協会事務局担当者会議
- ◎ その他各種会議及び研修会

(2) 見舞金等について

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

関係機関及び関係団体等と連携を図るための慶弔関係費用

(3) 各支部との連携事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

会費を徴収している支部に対して、支部活動費として会費徴収額の7%を支給する

(4) 上部団体会費等

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

関東甲信越計量協会・計量士会合同連絡協議会負担金

(一社)日本計量振興協会会費

日本計量証明事業協会連合会会費

7 部会活動推進事業

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

(1) 部会理事会等を開催し、部会の事業計画の検討及び事業活動の推進により部会の円滑な運営を図る。

- ※ 計量器部会 年 1 回 (予定)
- ※ 計量管理部会 年 2 回 (予定)
- ※ 計量証明部会 年 1 回 (予定)
- ※ 計量士部会 年 1 回 (予定)
- ※ 各専門委員会 年 1 回 (予定)

(2) 会員の勧誘等

- ※ 随時会員の勧誘活動に勤める。

8 日本郵政グループ計量管理業務委託事業

【その他事業会計：その他事業３・・・日本郵政グループ受託事業】

日本郵政グループが行う計量管理業務を（一社）日本計量振興協会からの委任を受け、新潟県内の郵便局等の計量管理業務を実施する。

9 指定定期検査機関の日開催経費

【その他事業会計：その他事業１・・・共益事業】

3月6日を「指定定期検査機関の日」と制定し、検査に従事した計量士をはじめ関係者が一堂に会し記念日として、以後、永久に年月を重ねようとも、常に初心に振り返り反省し、社会的責任を全うするために、指定定期検査機関の日を開催する。

10 指定定期検査機関受託事業

【実施事業等会計：継続事業４・・・指定定期検査機関受託事業】

平成30年度は、新潟県・新潟市・長岡市が行う定期検査業務を当協会で指定定期検査機関としての指定を受け定期検査業務を実施する。

11 計量士育成事業費

【実施事業等会計：継続事業４・・・指定定期検査機関受託事業】

指定定期検査機関として、永続的かつ円滑な業務の推進をはかるため、若手職員を計量士として育成する。

12 その他目的を達成するために必要な事業

【実施事業等会計・・・その他事業会計】

- (1) 計量法に基づく各種手続きの指導等
- (2) 特定計量器の定期検査業務の推進、向上
- (3) その他、本会の目的達成のための事業